

災害復旧委員会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、大規模災害等の発生時において、迅速かつ的確な復旧支援活動を実施するため、被災地域の状況把握、支援調整、専門的技術を活かした活動体制を整備することを目的とする。また、災害対応に必要な知識・技能の向上を図り、福岡県支部としての実働力を強化するため、「災害復旧委員会」（以下「本委員会」という。）を設置し、その運営に関する事項を定める。

2. 本委員会は、次の理念に基づき活動する。

- ① 迅速性：被災状況を早期に把握し、必要な支援を速やかに実施する。
- ② 安全性：活動に従事する防災士の安全確保を最優先とする。
- ③ 連携性：行政・関係団体・地域住民と協力し、復旧活動を円滑に進める。
- ④ 公平性：支援が偏ることなく、必要とする地域に適切に届けられる体制を構築する。

(設置根拠)

第2条 本委員会は、「日本防災士会福岡県支部委員会規程」第2条に基づき設置する。

(所掌事項)

第3条 本委員会は、次に掲げる事項について調査・検討・実施を行う。

1. 被災地域の状況把握（家屋被害調査、避難所状況確認等）に関する事
2. 行政・関係団体・地域組織との連携調整に関する事
3. 復旧支援活動（ボランティア調整、物資支援、生活再建支援等）の企画・実施に関する事
4. 災害対応に必要な技術（家屋調査、救護、避難所運営等）の向上に関する事
5. 災害対応に関する情報収集および事例研究に関する事
6. 科学的情報に基づく大地震等、被害想定危険度順位の策定・調査・警鐘活動に関する事
7. その他、本委員会の目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 本委員会の構成は以下の通りとする。

1. 本委員会は、委員長1名、副委員長3名および委員若干名で構成する。
2. 委員長は、支部長が会員の中から選任・委嘱する。
3. 副委員長は、委員長が委員の中から選任する。
4. 委員は、支部長が参加希望や適性等を考慮して選任する。

(開催)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 災害発生時は、委員長の判断により緊急的に招集することができる。

(設置期間)

第6条 本委員会の設置期間は、各事業年度の初日である4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、必要に応じて理事会の承認を得て期間を延長または変更できる。
なお、特段の異議がない限り、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとする。

(要綱の変更)

第7条 この要綱は、理事会の議決によって変更することができる。

2 この要綱を変更した場合、支部長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

— 付則 —

(執行)

本要綱は、2026年4月18日からとする